

## 第16回 高校生日本語弁論大会 開催要項

- 1 目的 日本で生活している留学生たちが感じた、外国人から見た日本を率直に日本語で表現してもらうことにより、世界からの発信を受け取り、相互理解の力を培い、多文化共生のための国際相互理解を深めることを主な目的とする。
- 2 日時及び日程 平成28年8月18日(木) 英語弁論大会に引き続いて開催する。
  - 9時 受付
  - 9時 出場生徒への事前説明
  - 10時15分 審査基準説明・発表順発表
    - (1) 開会の言葉
    - (2) 審査員紹介および審査要領の説明
    - (3) 弁論発表
    - (4) 審査員による審査および選考
  - 16時10分 審査結果発表および表彰
    - (5) 審査員長講評および表彰式
    - (6) 閉会の言葉 (閉会后記念撮影)
- 3 会場 高知県立県民文化ホール
- 4 大会規定
  - (1) 弁論内容

弁論内容は、国際理解、国際協力、異文化理解、多文化共生に関すること。演題は自由。高校生としての主張を含み、未発表原稿であること。

単なる感想や異文化体験でなく、本人の体験を通して、態度や行動に変容があり、多文化共生のための国際相互理解を深める視点や地球的な視点で述べられている弁論が望ましい。
  - (2) 参加資格

**【日本語弁論大会参加資格(以下のすべての条件を満たしていること)】**

    - 各都道府県の国際教育研究協議会に加盟する高等学校の生徒または留学生
    - 各都道府県の国際教育研究協議会及び各ブロックにおける選考会を経て選出された生徒
    - 加盟校に在籍する外国籍の生徒または日本語を母語としていない生徒で、在日期间が8年以内の生徒
  - (3) 参加者

各地区の代表1名(関東甲信越静地区は2名)および高知県(開催県)の代表1名計9名。ただし欠員が生じた場合は、各ブロックの次点など大会事務局で調整する。
  - (4) 弁論時間

4分30秒以上、5分以内であること。ただし、時間に満たない場合および時間を超過した場合には減点の対象となる。
  - (5) 審査内容

次の項目を総合して審査する。

**【論旨 70点】**・トピックの選択(10点)・文章構成(20点)・内容の独創性(20点)・説得力(20点)

**【態度 15点】**・姿勢 ・視線 ・熱意

**【音声 15点】**・声の大きさ ・発音 ・流暢さ、抑揚、リズム

- (6) 表彰
- |                |                 |
|----------------|-----------------|
| 外務大臣賞          | (1名)            |
| 文部科学大臣賞        | (1名)            |
| 国際協力機構理事長賞     | (1名)            |
| 国際交流基金理事長賞     | (1名)            |
| 日本国際協力センター賞    | (1名)            |
| 全国国際教育研究協議会会長賞 | (若干名) *全員に賞状を出す |

- (7) 審査員
- 外務省  
文部科学省  
独立行政法人国際協力機構(JICA)  
独立行政法人国際交流基金  
財団法人 日本国際協力センター(JICE)  
高知県教育委員会

## 5 参加申込

- (1) 全国国際教育研究協議会HPから高知大会参加申込のページに入り、参加申込書を印刷し、必要事項をご記入の上、次のFAX番号宛に送信してください。

**FAX 番号 : 088-873-0609** (JTB中国四国 高知支店)

- (2) 申し込みと同時に、発表原稿とその要旨を添付ファイルとして次のアドレス宛に送信してください。プログラム原稿とします。  
その際メールの表題は「日本語弁論申込・県名・生徒氏名」としてください。  
(例 : 「日本語弁論申込・高知・大町桂月」)

**keiko\_nakamura@kt5.kochinet.ed.jp**

なお、様式は、次の通りです。

- ① A4版縦 文字は全角40字×40行 和文はMS明朝、英文はcentury、文字サイズは11ポイントとします。
  - ② 1行目にタイトルを左詰めで、2行目に学校名(略記しない)・学年・氏名を記載してください。
  - ③ 氏名等の行の後、1行あけて発表原稿を記載してください。
  - ④ 発表原稿のファイル名は「日本語弁論原稿・県名・生徒氏名」としてください。  
(例 : 「日本語弁論原稿・高知・やなせたかし」)
- (3) 申込の締切は、7月8日(金)とします。
- (4) 引率者および保護者の皆さまも、上記(1)の要領で申し込みをしてください。